

# いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめはどの子にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校づくりに向けて、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

## 2 いじめ防止のための基本的な考え方

### (1) 教職員の姿勢

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、一人一人がだれからも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめはどの学校にも、どの学級にもどの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、子ども、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に全教職員一丸となって徹底して取り組む。

### (2) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、児童一人一人の成長を促す指導により力点をおき、新潟市の生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」をもとに、児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。また、生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して児童の自律性と社会性の育成に努める。
- ③ 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを見事に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ⑤ いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等についてていねいに説明する。
- ⑥ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ⑦ 教職員の言動が児童一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられたりしないよう、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- ⑧ いじめ問題を題材とした道徳科の授業や、「いじめ見逃しゼロ月間」を設け、「いじめゼロ」を目指した児童の主体的な取組を積極的に進め、いじめ防止に向けた児童の意識向上を図る。

- ⑨ いじめ（インターネットによるいじめも含む。）や人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係る教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、研修会へ積極的に参加する。

### （３）いじめの早期発見

- ① 全教職員で全児童に積極的にかかわり、児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話をていねいに聴き取り、その後の対応についても児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え、安心感をもたせる
- ③ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用により小さな変化も見逃さないようにする。また、アンケート調査については、その日のうちに複数教職員で記入内容を確認し、迅速に対応する。
- ア 学校生活アンケートの実施（年３回実施）
- イ 教育相談の実施（年３回・学校生活アンケート直後）
- ウ 長期休業明けアンケートの実施（年３回実施）
- ④ 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的に対応する。
- ア 子どもを語る会（年３回）
- ⑤ インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
- ⑥ 保護者からの相談や地域住民からの情報提供にていねいに対応し、気になる情報については児童からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

### （４）いじめへの対処

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から生活指導主任・管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない。」と判断するのではなく、必ず情報をあげ、管理職によって判断する。
- ② いじめを受けた児童に対して、ていねいな聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ③ 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた児童に加えていじめを行った児童への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童にも聴き取りを行う。
- ④ いじめを行った児童に対しては、十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

※ 聴き取りや指導により、いじめの状況がかえって深刻になることが絶対にないよう、いじめを行った児童の思いを受け止めつつ、その行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出すことで、再発防止に努める。

- ⑤ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- ⑥ いじめを認知した場合、いじめを受けた児童の保護者に対して事実や経過、今後の方針を適切にしていねいに説明する。
- ⑦ いじめを行った児童の保護者に対しては、行ったいじめにかかわる事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。
- ⑧ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- ⑨ いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また、児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録などを確実に保管する。
- ⑩ いじめの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であることとらえ、それらにわずかでも心配がある場合には「一定の解消」ととらえて、関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

## (5) 重大事態への対処

### ① 重大事態とは

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。(法28条第1項より)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ② 重大事態が発生した場合

重大事態につながるおそれがある事案については、新潟市教育委員会に報告し、指導を受け、事実を徹底的に調査し、対応する。

## (6) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell: 心配していることを伝える, Ask: 自殺願望を尋ねる, Listen: 気持ちを傾聴する, Keep safe: 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- ③ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を行うなどして、いじめの再発防止に努める。

### 3 いじめ防止などの対策のための組織

#### (1) 校内いじめ対応ミーティング

##### ① 設置目的および構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対応することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の担任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより組織的な対応を効率的に実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

##### ② 組織の役割

この組織は、学校がいじめ防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- いじめの状況を組織として共有する。
- いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- 児童生徒への指導を行う。
- 事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打ち合わせの機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめ問題に取り組む体制をつくる。

#### (2) いじめ対策委員会

##### ① 設置目的及び構成

いじめの防止の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは、教職員、SC や社会福祉士など心理の専門家、弁護士、医師、学校評議員等とする。

##### ② 組織の役割

ア いじめの予防に関して

- 学校基本方針に基づく取組
- いじめの相談・通報の窓口

イ いじめが発生した場合

- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめが発生した場合の問題解決に向けた具体的な方策の検討

なお、重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

#### (3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

##### ① 設置目的及び構成

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組に

ついて協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは、地域コミュニティ協議会、地区青少年育成協議会、民生委員・児童委員、SC教職員などの代表とする。これにより地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む体制をつくる。

## ② 組織の役割

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年間複数回行い、対策等の共有を図る。

また、情報共有とともに、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために、本協議会を積極的に活用する。

# いじめの情報についての報告・対応の流れ

## いじめの情報

